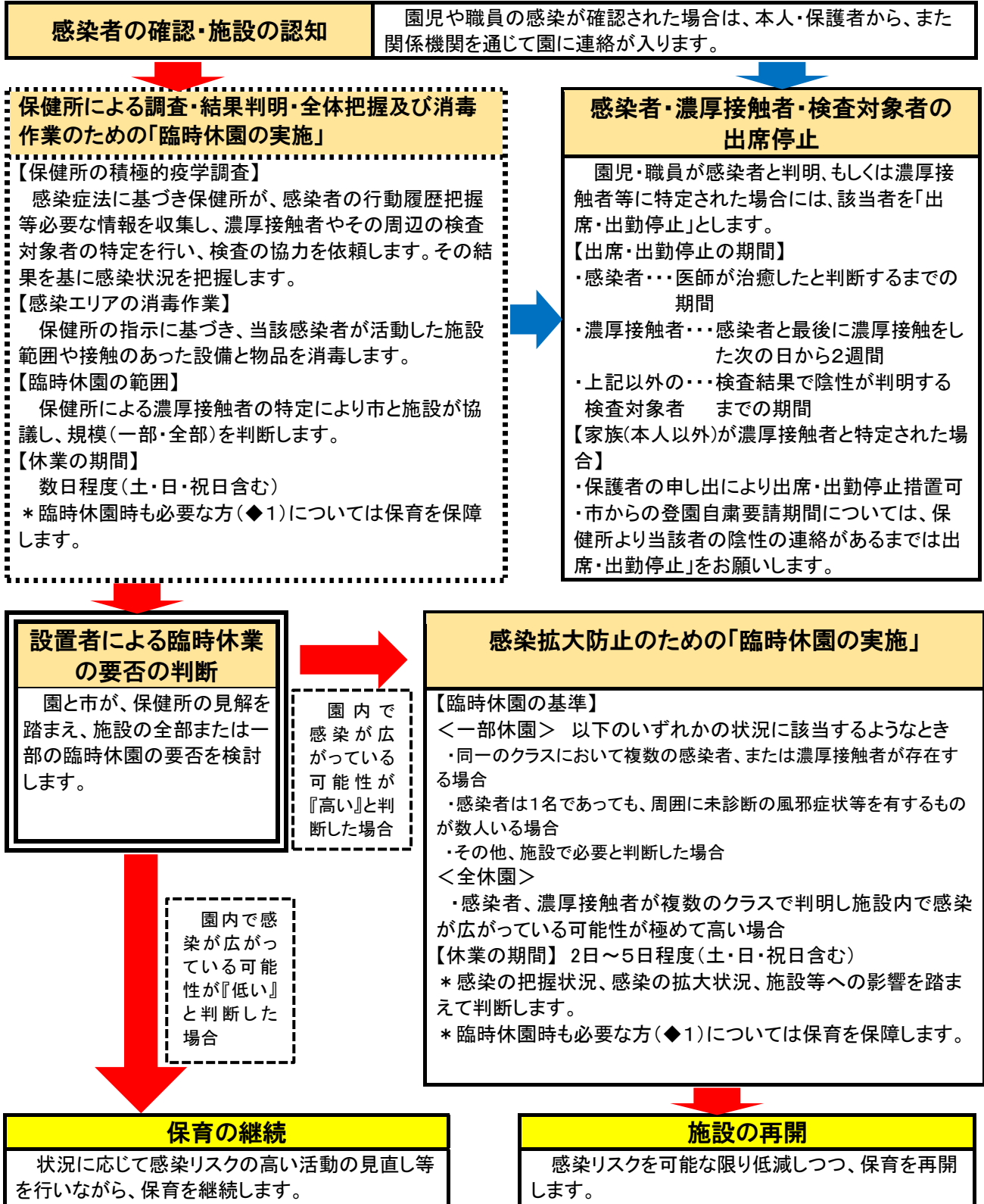


幼児課では、文部科学省、厚生労働省、内閣府からの通知をもとに以下に示す対応を基本として、就学前施設での感染拡大防止に取り組みますので、お知らせします。

なお、今後の文部科学省、厚生労働省、内閣府からの新たな通知等で変更になる場合があります。

園児及び職員が感染した、または濃厚接触者と特定された場合について



◆1 医療従事者や社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な方、ひとり親家庭等で仕事を休むことが困難な子ども等。